

第2回 広島市入札等適正化審議会 議事要旨

- 1 会議名
令和元年度第2回広島市入札等適正化審議会
- 2 開催日時・場所
令和元年11月7日（木） 午後2時～午後3時40分
市役所本庁舎14階 第7会議室
- 3 出席委員名
神野委員（会長）、小森委員（副会長）、今川委員、橋本委員、山田委員
- 4 事務局
財政局契約部長ほか5名
- 5 説明等のため出席した職員（説明順）
財政局契約部工事契約課長
都市整備局住宅部住宅整備課長
水道局財務課契約担当課長
水道局技術部設備課長
安芸区役所農林建設部地域整備課長
環境局施設部工務課長
- 6 議題（公開、非公開の別）及び審議の概要
 - (1) 入札及び契約手続の運用状況等の報告（平成31年4月分から令和元年6月分まで）（公開）
 - ア 工事の発注状況について
 - イ 低入札価格調査制度の運用状況について
 - ウ 指名停止措置等の運用状況について
 - エ 苦情処理の運用状況について
 - オ 談合情報への対応状況について

事務局から(1)のアからオまでについて、取りまとめて報告を行った。
報告に対して、委員から意見はなかった。
 - (2) 抽出事案の審議（公開）
 - ア 鈴が峰南アパート高齢者等対応住戸改善その他工事（条件付き一般競争入札）
 - イ 高陽取水場中央監視制御装置取替等電気設備工事（条件付き一般競争入札）
 - ウ 大元谷川ほか災害復旧工事（31-1）（通常型指名競争入札）
 - エ 中工場燃焼設備等改修工事（随意契約）

(2)のアからエまでについて、各工事担当課長等から各々の発注した工事について説明を行い、質疑応答を行った。
 - (3) 令和元年度第3回審議会で説明を受ける工事の抽出について
次回の審議会で審議する事案の抽出は、山田委員が担当することとなった。

(4) 次回の審議会開催日程について

事前の日程調整の結果、令和2年1月9日（木）午後2時から本庁舎14階第7会議室において開催することとなった。

7 傍聴人の人数

傍聴者 なし

8 発言の要旨

主な質疑応答は、次のとおりである。

抽出事案の審議

ア 鈴が峰南アパート高齢者等対応住戸改善その他工事（条件付き一般競争入札）

Q1 本件工事に入札している「キド建設株式会社」及び「木戸工業株式会社」は親族関係のある業者か。

A1 当該2者については、親族関係はない。なお、役員を兼務している等の人的関係がある場合は、入札に制限があるため、確認しながら処理を進めている。

Q2 本年度施工した26戸（本件工事の対象5戸を含む。）の工事の中で、近隣に所在するアパートでも別々に発注しているようだが、まとめて発注しないのはなぜか。

A2 場所が近くて対象となる住戸が多数あれば、複数のアパートを併せて発注することも考えられるが、空き住戸を工事の対象としているため、まとめての発注が難しい場合もある。また、空き住戸の全てを対象としているわけではなく、対象を絞り込んで発注している。

Q3 本年度施工した工事はどれも類似のものか。契約金額はどのくらいか。

A3 どの工事でも内容は類似のもので、1戸当たり300万円前後の工事としている。

Q4 住戸改善工事を行うことにより、当該住戸の家賃は上がるのか。

A4 風呂釜を設置することにより家賃が上がる場合もあるが、本件工事では家賃の値上げはない。

Q5 高齢者の入居割合は増えているのか。

A5 具体的な数字は分からないが、核家族化が進んでいることもあり、高齢者がお一人で入居されている割合は増えている。

Q6 高齢者等対応住戸改善工事の施工後の耐用年数は、何年くらいか。

A6 耐用年数が少なくとも20年以上残っているものを工事の対象としている。

Q7 本件工事の行われた鈴が峰南アパートは、耐震工事はしているのか。

A7 耐震性には問題がない。

イ 高陽取水場中央監視制御装置取替等電気設備工事（条件付き一般競争入札）

Q1 工事目的に「長年の使用により老朽化しているため」とあるが、どのように老朽化の判断をするのか。

A1 15年～20年を目安に判断している。また、法定耐用年数を上回るものを取替えの対象としている。

Q2 監視制御装置とは何を監視するものか。

A2 取水ロケット及び取水ポンプ等の機器や流量及び水質等の計測値を監視している。

- Q 3 資料にあるポンプの号数について、1号機から3号機までが無いのはなぜか。
- A 3 取水場が作られた当初（昭和50年代）計画では、将来的に取水ポンプを12台設置し10台運転することとしており、まずはポンプ室の中心近くの4号機から8号機までの5台を設置した。その後水需要が減少傾向に転じたことからポンプの増設を行っていないため1号機から3号機までは設置されていない。
- Q 4 低入価格調査結果の概要書には契約対象工事付近における手持ち工事ありとなっているが、そのことが本件工事の入札金額を抑える要因となっているか。
- A 4 本件工事においてコストが抑えられた1番の要因は、直接工事費の約9割を機器費が占めており、その機器費を約85%に抑えていることだと考えられる。

ウ 大元谷川ほか災害復旧工事（31-1）（通常型指名競争入札）

- Q 1 辞退や不参加が多いのはなぜか。
- A 1 今回の災害は、範囲が広域に及んだため、国、県、市及び町による発注が重なり、業者が手一杯となったため、応札できない業者が多かったようだ。
- Q 2 複数の復旧工事に対して、どのように優先順位を決めるのか。
- A 2 基本的な考え方は、バス路線等の幹線道路や二次被害の恐れがある箇所を優先させる。
- Q 3 まだ施工されていない災害復旧工事はどのくらいあるのか。
- A 3 約7～8割は契約締結している。残りの2～3割は、入札不調等でなかなか契約締結できていない。
- Q 4 災害の範囲が広域に及んだことで生じる業者の取り合いに関して、他市町村と事前に話し合って調整することはあるのか。
- A 4 他市町村と事前に業者に関する調整をすることはない。

エ 中工場燃焼設備等改修工事（随意契約）

- Q 1 広島市内にごみ焼却工場は何か所あるのか。また、それぞれの受注者は。
- A 1 今年4月からは中工場、南工場及び安佐南工場の3か所。中工場及び南工場は三菱重工業株式会社、安佐南工場はJFEエンジニアリング株式会社。
- Q 2 本件工事は、随意契約ではなく、指名競争入札による発注は不可能だったのか。
- A 2 中工場は、計画ごみ質及び排ガスの基準値等の条件を考慮し、中工場専用メーカー独自の技術とノウハウを用いて設計し、建設されている。そのため、当初の受注者以外の者が改修工事を行うことは難しく、当初の受注者以外の者が本件工事を施工した場合、不具合発生時の責任の所在が不明確となる。また、限られた期間内に本件工事を施工することができない。
- Q 3 市はどのように積算し、三菱重工の利益はどの程度だと想定しているのか。
- A 3 環境省の交付金の取扱要領に準じて行っており、一般管理費内に利益等が見込まれていることからその範囲内とみている。
- Q 4 ごみ焼却施設の稼働年数は30年くらいということなので、今回の改修は中間のものだと思うが、そもそも基幹的設備を30年持たせるように設計することはできないものなのか。
- A 4 ごみ焼却施設は、24時間連続で年間270日間程度運転している。また焼却時には炉内温度は900℃程度となり設備への負担が大きく、灰を含んだ高温高速の排ガスが煙道流れ、また、硬いごみ等が炉壁等を削る。毎年点検をし、必要部品の交換・更新は行っており、当初から30年間持たせる設計を行うことは難しい。

- Q 5 改修計画及びそれにかかる費用を見積もっているかと思うが、これまではその計画どおりに進んでいるのか。
- A 5 毎年主要設備を点検整備する業務を発注しており、その年度の整備結果及び設備の劣化状況の報告を受けている。その中から優先順位を業者に確認しつつ、予算状況に応じて修理を行っているが、修理を行えない部分が年々増えていて、修理できなかった部分が突発的に不具合を起こすこともあり、なかなか計画どおりにいかない状況である。
- Q 6 見積合わせの回数は何回か。
- A 6 5回。不調になった場合は、後日改めて内容精査を行い、再度見積合わせを行うこととなる。
- Q 7 ごみ質が変化していると思うが、改修工事に伴いごみ質に合わせた工事をしないのか。
- A 7 ごみ質の変化に合わせて施設の能力を上げてしまうと、排ガス量が増加する等周辺環境への影響が変更となることや、当初受けている廃棄物処理法による設置届出の内容から大きな変更が生じるため、施設を当初と同じ能力に戻すような機能回復を主とした改修工事を行うこととしている。